

亀山市公告第3号

次の法定外公共物の用途を廃止するので、関係図面を亀山市建設部用地管理室に備え置いて、公告の日から2週間縦覧に供する。

平成27年1月20日

亀山市長 櫻井 義之

1 法定外公共物の種類

道路法（昭和27年法律第180号）の適用を受けない道路

2 法定外公共物の場所

亀山市田村町字東野744番2地先

亀山市田村町字若宮983番3地先

亀山市北山町字若宮1030番地先